

安全装備の装着基準

平成 25 年 10 月 7 日
令和 3 年 8 月 18 日一部改正
山梨県林政部 県有林課

第 1 目的

本基準は、県有林内において林業事業者が森林整備事業に従事する際の労働災害を未然に防止するため、作業種・状況に応じた安全装備の装着に必要な事項を示したものである。

第 2 保護すべき部位別の安全装備について

各部位*を保護するため、以下の仕様を満たした安全装備を装着することとする。

*「各部位」：区分は ILO（国際労働機関）のガイドラインに準ずる

（1）頭および全体（服装）

いかなる林内作業においても、必ずヘルメットを着用するとともに、服装は、袖縮りのよい長袖の上衣、裾縮りのよい長ズボンとする。

（2）足元

作業条件に応じ以下の仕様を満たす靴・地下足袋とする。

- ・ 中・重量物*を扱う場合は、つま先に鉄心（鋼板）が入ったもの
- ・ チェーンソー使用時は、つま先と甲の部分に切創を防止する保護物が組み込まれたもの
- ・ 移動に支障がある急傾斜地や足元が滑る傾斜地において作業する場合は、すべり止め機能が付いたもの

*「中・重量物」：丸太や機械等、落下した場合に足先が損傷する可能性のあるもの

（3）脚

刈払機使用時は、主に膝下における切創防止機能が備わる刈払防護具とし、チェーンソー使用時は、チェーンソー作業用防護衣（安全ズボン・チャップスなど）とする。

（4）手

林内作業中は手袋を着用し、作業条件に応じ次の仕様を満たすものとする。但し、機械運転時はこの限りではない。

- ・ 刈払機およびチェーンソー使用時は、防振機能を備えたもの

- ・ワイヤーロープ取り扱い時は、摩擦による火傷等を防ぐ機能を備えたもの

(5) 耳（騒音障害の防止）

著しい騒音が発生する作業現場*では、イヤーマフ又は耳栓とする。

*「著しい騒音が発生する作業現場」：刈払機・チェーンソー使用時など、騒音レベルが85dB(A)を超える現場

(6) 目および顔

刈払機およびチェーンソー使用時は、顔全体を防護するバイザー（網）とする。

但し、木片等の飛散による危険の少ない条件における刈払機の使用時はゴーグルでも良い。

下刈り、枝打ち、その他の機械作業において、小木片や薬剤等の危険物が飛散する作業では、ゴーグルとする。

(7) その他

その他、次の事項に留意する。

- ・装着する安全装備は、その保護能力を十分に発揮する状態で、かつ各装備の仕様書等で定められた装着方法によるものとする
- ・体に装着すべき装備の他に、作業種・作業環境に応じて仕様書等で定められている携行品を携帯・使用すること
- ・薬剤等を使用する場合は、使用説明書に定められた注意事項を厳守すること
- ・当基準による装備以外の安全装備の使用により、同等かそれ以上の防護水準をもたらすことを使用する者が証明できる場合は、この限りではない。

第3 作業種別安全装備について

第2により規定する内容を踏まえた作業種ごとの安全装備装着例は以下のとおりとする。

(1) 植付け

ヘルメット、地下足袋(靴)、手袋

(2) 下刈り（刈払い機使用時）

ヘルメット、地下足袋(靴)、防振手袋、ゴーグル(バイザー)、刈払機防護具(脚部)、イヤーマフ(耳栓)※85dB(A)を超える現場

(3) 伐木（チェーンソー使用時）

ヘルメット、切創防止機能の備わった地下足袋(靴)、防振手袋、バイザー、チェーンソー作業用防護衣、イヤーマフ(耳栓)※85dB(A)を超える現場

(4) 集材作業

ヘルメット、つま先に鉄心の入った地下足袋(靴)、手袋

(5) 枝打ち(手鋸使用時)

ヘルメット、地下足袋(靴)、手袋、ゴーグル

(6) 薬剤使用

ヘルメット、使用する薬剤に定められた装備(ゴーグル・防護マスク・手袋等)

(7) その他

地拵え、除伐、つる切等の作業は、使用する器具により以下のとおりとする。

- ・ 手作業 : (1) 植付けと同様
- ・ 刈払機 : (2) 下刈りと同様
- ・ チェーンソー : (3) 伐木と同様

第4 記録等

県有林内において、山梨県林政部が発注する森林整備事業を実施する場合には、「森林整備事業施工管理基準」に定める「施工計画書」に、当基準に基づく安全装備の装着も含めた安全管理事項を記載するとともに、作業状況の写真などによりその装着状況を記録するものとする。

- 【参考資料】 : 『労働安全衛生規則』
(厚生労働省)
- : 『ILOガイドライン』
(Safety and health in forestry work:ILO 1998)
- : 『林業・木材製造業労働災害防止規程』
(林材業労災防止協会)